新規（更新）申請書類作成の手引き

**（介護予防）特定施設入居者生活介護**

０　提出に当たっての注意

　　◆１ 新規申請の場合は、必ず事前相談を行うこと。

　　◆２ 事前相談の後、原則として、広島県電子申請システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情があれば紙で提出可。

　　◆３ 居宅サービス事業所または介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事

業所について他方の指定を受ける場合の添付書類は、申請書、付表、勤務形態一覧表、資格

証の写し、平面図、誓約書及び「当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧」を除き、変更

がなければ不要。

１　書類の有無の確認

　　◆１ 新規申請の場合はすべて提出すること。

◆２ 更新申請の場合は、申請書、付表、勤務形態一覧表、資格証の写し、平面図、誓約書び「当

該事業所に勤務する介護支援専門員一覧」を除き、指定権者に提出済みのものから変更がな

ければ不要。

◆３ 居宅サービスと予防サービスを同時に申請する場合、重複するものは不要。１枚の申請書で同時に申請すること。

　　□　申請書（別紙様式第一号（一））

□　付表（付表第一号（十二））

※付表のチェックリストを含む。

□　法人登記簿の全部事項証明書の写し又は登記情報提供サービスの照会番号

□　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式１\_06）

　【新規申請の場合】指定月の予定

　　【更新申請の場合】申請書提出前月の実績

□　事業所の平面図（標準様式３）

□　設備・備品等一覧表（標準様式４）

□　運営規程

□　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（標準様式５）

□　協力医療機関（協力歯科医療機関）との契約の内容(契約書の写し)

□　受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等

（標準様式２）（外部サービス利用型の場合）

□　誓約書（標準様式６）

□　当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧（標準様式７）

□　資格証の写し　(資格が必要な職種についてのみ)

□　自主点検表兼現地調査確認表(自主点検したもの)

２　介護保険事業（支援）計画との調整　※新規申請の場合のみ

□ 介護保険事業（支援）計画に申請に係る定員等が含まれているか。

(1)介護老人福祉施設　(2)介護老人保健施設　(3)介護医療院　(4)特定施設入居者生活介護について、県及び市町の介護保険計画に沿って指定を行うので、事前に、開設しようとする市町介護保険担当課へ相談が必要。

(入所定員の増加の場合にも同様。)

３　指定（許可）申請書、指定（許可）更新申請書（共通）

□　日付（申請日）を記入すること。

□　「法人番号」を記入しているか。

　　　　法人番号は「国税庁法人番号公表サイト」で検索できる。法人格のない場合は指定できない。

□　「申請者」は登記事項証明書等の記載と一致しているか。

□　法人の名称　　　　　　　　　　　　□　法人の主たる事務所の所在地

□　代表者の職、氏名、生年月日　　　　□　代表者の住所

主たる事務所の所在地及び代表者の住所は登記事項証明書上の表記に即して正確に記入すること。

□　フリガナ（名称及び代表者の氏名）に記入誤りがないか。

□　申請者の連絡先（電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）に記載誤りがないか。

◆ 連絡先メールアドレスは、県から介護事業者（法人）への連絡事項の伝達手段として使用する。業務

用のメールアドレスとすること。（県のメーリングリスト（事業所ごとに登録）とは別の扱い。）

（指定申請書）別紙様式第一号（一）

□　「指定を受けようとする事業所・施設の種類」の欄の記入は適切か。

◆「指定（許可）申請対象事業等」は「特定施設入居者生活介護」又は「介護予防特定施設入居者生活介護」に「○」。

◆「既に指定（許可）を受けている事業等」は、同一所在地で、既に指定済みのサービスのうち、同じ事業所番号となるサービスがあれば「○」を記入する。

例）特定施設入居者生活介護を指定済みの事業者が、新規で介護予防特定施設入居者所生活介護を申請する場合

◆「指定（許可）申請をする事業等の開始予定年月日」は、「令和○年○月1日」。

□　「介護保険事業所番号」の欄の記入は適切か。

　　既に同一所在地で指定（許可）を受けている場合に記入する。

（指定更新申請書）別紙様式第一号（二）

□　事業等の種類は「特定施設入居者生活介護」と記入する。

◆ 居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、同時に更新申請を行う場合は「（介護予防）特定施設入居者生活介護」と記入する。

◆ 居宅サービスと介護予防サービスを一体的に行っている事業所において、双方の指定の有効期限が異なる場合、一方の指定更新と併せて、他方の指定更新の時期を合わせることができる。更新時期を合わせる場合は、更新する事業の更新申請書の提出時に他方のサービス（有効期限内のものに限る）の更新申請書及び「指定有効期限を合わせて更新する旨の申出書 」を併せて提出すること。

□　介護保険事業所番号、指定有効期間満了日、名称、フリガナ及び所在地に誤りはないか。

□　管理者の氏名、フリガナ、生年月日及び住所に誤りはないか。

　　　　◆ 付表と一致していること。

４　付表第一号（十二）

□　法人番号は記入してあるか。

□　施設の名称は適切か。（ 他の施設と混同する恐れがないか。公序良俗に反していないか。）

※新規申請の場合のみ

□　名称、フリガナ、所在地、連絡先に記入誤りがないか。

□　メールアドレスはメーリングリストに登録しているアドレスか。

　　　 ◆ 県からの情報発信の手段としてメーリングリストにメールアドレスを登録することとしているため、

県ホームページ「介護サービス事業者への連絡用メーリングリストについて」

（https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/54/kaigojigyousyame-rinngurisuto.html）を参照。

□　施設区分は適切か。

□　有料老人ホーム

□　軽費老人ホーム

□　サービス付き高齢者向け住宅

□ 養護老人ホーム

◆「サービス付高齢者向け住宅」であって有料老人ホームに該当するものについては、特定施設入居者生活介護の指定ができることとなっている(H.23.7.12国事務連絡)。県ＨＰで、有料老人ホームに該当する施設（＝住所地特例の対象）かどうかの確認が可能。

※県ＨＰ「有料老人ホーム住所地特例対象施設一覧のご案内」

□　入居要件は適切か。

□　介護専用型特定施設入居者生活介護　　□　混合型特定施設入居者生活介護

◆ 入居要件について、運営規程に記入していること。

◆ 介護専用型特定施設入居者生活介護で定員が29人以下の施設については、地域密着型特定施設入居者生活介護として市町が指定をする。

□　サービスの提供形態は適切か。

□　一般型　　□　外部サービス利用型

◆サービスの提供形態について、運営規程に記入していること

□　管理者は常勤の職員であるか。

□　管理者の兼務関係は正しく記入されているか。

　　　 ◆ 上記2点については、勤務形態一覧表と齟齬がないこと。勤務形態一覧表には、同一事業所内の兼務のみ記入する。

□ 管理者が兼務する他の事業所または施設に記入誤りがないか。他の事業所の業務を兼務する

場合、管理業務に支障がないか。

◆ 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、他の事業所、施設等で従事する時間帯も、入居者生活介護の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、兼務可。

◆ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービス事業所においてサービス提供を行う従業者と兼務する場合、事故発生時等の緊急時において、管理者自身が速やかに特定施設入居者生活介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆けつけることができない体制となってる場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

□　入居定員は正しく記入されているか。

◆ 特定施設入居者生活介護の指定にあたっては、原則として１つの有料老人ホームであれば、有料老人ホーム全

　体を特定施設入居者生活介護として指定する。よって有料老人ホーム全体の定員が特定施設入居者生活介護

の定員となる。

ただし、１つの建物であっても、例えば、フロアごとに有料老人ホームとその他の施設に分かれている場合等

明確に区分できる場合は、有料老人ホームに該当するフロアとその他共有部分を指定することもできる。

□　利用者数については、適切な推定数になっているか。

◆ 新規の場合、利用者の推定数は、原則入居定員の90％とする。

ただし、合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者数を推定する。

その場合は、現時点における入居契約数、入居契約見込数、事業計画等を提出すること。

◆ 実績がある場合は、当該年度の前年度の平均（前年度の全利用者等の延べ数を前年度の日数で除した数）を記

入する。

◆ 利用者数は、人員基準を計算する際に用いること。

５　従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

□　エクセル様式か。

□（新規指定の場合）指定月分（予定）か。

　（更新申請の場合）申請書提出前月の実績

□　施設名が付表と一致しているか。

□　4週の合計、週平均の勤務時間、常勤換算後の人数の計算が正しく計算されているか。

◆ 常勤換算後の人数については、1月や8月など連休がある月の場合、常勤職員の所定勤務時間で除すと常

勤の者であっても1人役未満となる場合がある。このような場合には、連休がない場合の週平均の勤務時間

を仮計算し、当該時間を常勤職員の所定勤務時間で除して得た人数を用いることも差し支えない。

【養護老人ホームの場合】

◆ 養護老人ホームの場合においては、特定施設入居者生活介護本体と養護老人ホームの複数職種を兼務することも考えられる。この場合、特定施設入居者生活介護の勤務表だけでなく、養護老人ホームの勤務表についても提出すること。

■ 主任生活相談員は、生活相談員と兼務し、両方とも常勤換算1を計上できる。

■ 支援員は、特定施設入居者生活介護の介護職員と兼務する場合は、勤務時間を分けて計上する。

【一般型】

□　生活相談員は常勤換算方法で総利用者数（特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居

者生活介護の提供を受ける利用者数）の数が１００又はその端数を増すごとに１以上であるか。

□　生活相談員のうち、１以上は常勤の職員であるか。

※生活相談員と計画作成担当者との兼務は可能。

※生活相談員と介護職員の兼務は可能。ただし生活相談員としての勤務時間と介護職員との勤務時間は区分すること。

※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という。）に併設される指定特定施設入居者生活介護（以下「医療機関併設型指定特定施設」という。）になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

□　介護職員及び看護職員の合計数は、常勤換算方法で要介護の利用者数に、要支援の利用者１人を要介護者０．３人と換算して合計した利用者数をもとに、３又はその端数を増すごとに１以上であるか。

□　特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が常に1以上確保されているか。

□　看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は常勤の職員であるか。

□　看護職員は、次のとおり

・利用者数が３０以下　　　→　常勤換算方法で１以上

・利用者数が３１～８０　　→　常勤換算方法で２以上

　・利用者数が８１～１３０　→　常勤換算方法で３以上

　・利用者数が１３１以上　　→　常勤換算方法で３に加え５０：１以上

□　機能訓練指導員は１以上であるか。

◆ 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る）の資格が必要である。

◆ 看護職員が機能訓練指導員を兼務をすることは可能。ただし、利用者が30人以下の特定施設入居者生活介護における常勤の看護職員が1人のみである場合に、当該看護職員が機能訓練指導員を兼務を行えば、各々の勤務時間を区分する必要があるため、看護職員の基準(常勤換算１)を満たさなくなるので注意すること。

※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い医療機関等に併設される医療機関併設型指定特定施設になった場合、併設される医療機関等の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われる場合は置かないことができる。

□　計画作成担当者は、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１以上であるか。

◆ 計画作成担当者は介護支援専門員であること。

◆ 計画作成担当者は当該施設の他の職務に従事することができる。

※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い医療機関等に併設される医療機関併設型指定特定施設になった場合は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

【外部サービス利用型】

□　生活相談員は常勤換算方法で総利用者数（特定施設入居者生活介護と介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける利用者数）が１００又はその端数を増すごとに１以上であるか。

《当該特定施設入居者生活介護の他の職務に従事することができるが，これ以外は不可。例えば同一敷地内の別事業所の管理者の兼務は不可。Ｈ18.9.26厚生労働省確認事項》

　　□　生活相談員のうち，１以上は常勤の職員であるか。

　　　　※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い介護老

人保健施設，介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「医療機関等」という。）に併設される指定特定施設入居者生

活介護（以下「医療機関併設型指定特定施設」という。）になった場合は，当該医療機関併設型指定特定施設の実情

に応じた適当数

□　介護職員の数は，常勤換算方法で要介護の利用者数に，要支援の利用者１人を要介護者

３分の１人と換算して合計した利用者数をもとに，１０又はその端数を増すごとに１以上であるか。

□　計画作成担当者は総利用者数が１００又はその端数を増すごとに１以上であるか。

□　計画作成担当者のうち，１以上は常勤の職員であるか。

◆ 計画作成担当者は介護支援専門員であること。

◆ 計画作成担当者は当該施設の他の職務に従事することができる。

※療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が，当該病床をR6.3.31までの間に転換を行い医療機関等に併設される医療機関併設型指定特定施設になった場合は，当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当数

□　常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の従業者が確保されているか。

※上記の従業者とは，外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の従業者に限るものではなく，要介護者及び要支援者以外の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含む。具体的には，養護老人ホームの支援員や主任生活相談員等でもよい。

※ 上記すべての職種については、勤務形態一覧表に記入された資格職種すべての資格証の写しがあること。

６　施設の平面図

□　施設名は付表と一致しているか。

□　平面図は建築確認図面等、縮尺が正確な図面となっているか。

※平面図に面積を書き加えると見えづらくなるため記入できない場合は、参考様式「居室面積一覧表」を併せて提出することで可。

※居室、食堂及び機能訓練室の面積、廊下幅に係る基準は、すべて内法での測定により、廊下は手すりから測定することとする。（ただし、有料老人ホームなど本体施設の指針等で「内法」となっていない場合は除く。）

□　建物は耐火建築物又は準耐火建築物であるか。

◆ 利用者の日常生活のために使用しない付属の建物を除く。

◆ 基準省令第177条第2項の要件を満たす場合は例外規定あり。

□　介護居室は次の基準を満たしているか。

□　個室であるか。

　　　　　利用者の処遇上必要があると認められる場合は、二人部屋とすることができる。

□　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであるか。

□　地階に設けていないか。

□　1以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面しているか。

□　一時介護室は、介護を行うために適当な広さを有しているか。

◆全室個室の場合は、一時介護室を設けなくてもよい。ただし、夫婦部屋となる居室がある場合には一時介護室が必要となる。

□　浴室は身体の不自由な者が入浴するのに適したものであるか。

□　便所は、居室のある階ごとに居室に近接して設けてあるか。また、ブザー又はこれに代わる設備があるか。

□　食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有しているか。

　　□　施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造となっているか。

□　施設・事業所において給食を提供する場合、食品衛生担当部署に相談へ行っているか。

◆施設・事業所において、給食等を提供する場合は、食品衛生法、健康増進法等の関係で衛生管理や食品の取扱い等などについて、保健所に相談に行く必要がある。食事を外部に委託する場合も同様である。

７　設備・備品等一覧表

□　自主点検表兼現地調査確認表(自主点検したもの) を提出する場合は、提出不要。

８　運営規程

□　施設名、所在地が付表と一致しているか。

□　次の事項のすべてについて定めているか。

□　事業の目的及び運営の方針

　　　　　入居要件が記入されているか。混合型特定施設入居者生活介護と介護専用型特定施設入居者生活介護とで

は入居要件が異なる。

　　　　　　（例）介護専用型の入居要件…要介護者、配偶者及び入居者の3親等以内の親族

　　　　　　　　　混合型の入居要件…自立、要支援者及び要介護者

□　特定施設入居者生活介護（又は外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）従業者の職種、員数及び職務内容

　　　　　付表の従業者と整合しているか。

□　入居定員及び居室数

□　指定（介護予防）特定施設入居者生活介護（又は指定外部サービス利用型（介護予防）特

定施設入居者生活介護）の内容及び利用料その他の費用の額

◆サービスの内容については、入浴介護の1週間における回数等を記入すること。

　　　　 ◆ 利用料その他の費用等について「別紙」として作成した場合は「別紙」を添付すること。

□　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

（※外部サービス利用型の場合は、利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続　）

□　受託居宅（介護予防）サービス事業者及び受託居宅（介護予防）サービス事業所の名称及び所在地（※外部サービス利用型のみ）

□　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続

□　施設の利用に当たっての留意事項

□　緊急時等における対応方法

□　非常災害対策

　　　　　非常災害時の関係機関への通報体制が記入されていること。

　　　□　虐待の防止のための措置に関する事項

□　その他運営に関する重要事項

◆ 原則、居宅サービス、介護予防サービスそれぞれについて、運営規程を作成する。内容が明確に分かれていれば、同一とすることも可。

◆ 身体拘束を行う際の手続きについて、あらかじめ定めておくことが望ましい。

９　利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

□　施設名、サービス種類が付表と一致しているか。

□　常設の窓口（連絡先）、担当者の職・氏名が記入されているか。

□　円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順が記入されているか。

◆ 勉強会・研修会などを定期的に実施する場合は、「４その他参考事項」に記入する。

10　協力医療機関(協力歯科医療機関)との契約書等の写し

□　利用者の病状の急変に備えるための内容となっているか。

◆ 入院に対応するための協力病院が定めてあるか。また、協力歯科医療機関も定めておくことが望ましい。

◆ 協力医療機関を定めている場合、1年に1回以上「協力医療機関の届出」を届け出ていること。

11　受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称等並びに当該事業者の名称等（標準様式２）

（※外部サービス利用型のみ）

□ サービスごとに委託契約を締結しているか。

□　訪問介護　　　　□　訪問看護　　　□　通所介護又は地域密着型通所介護

上記のサービスについてはあらかじめ契約をしておくことが必要。また，１つのサービスについて，複数の事業者と契約をすることも可能。

□　受託居宅サービス事業者は，介護保険法の指定を受けている事業者であるか。

□　委託契約の内容は適正であるか。

◆ 基準省令第192条の10の内容が契約に盛り込まれている必要がある。

◆ 同一法人の事業者に委託する場合は，契約ではなく，内部規定において取り決めておくこと。

12　誓約書（標準様式６）

□　日付を記入すること。

□　申請者の法人名称、代表者の職名及び氏名に記入誤りはないか。

□　該当する誓約書に○が付いているか。（ただし、居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合は、居宅サービス向け又は介護予防サービス向けの両方に○を入力すること。）

□　別紙を添付すること。

※ 法第70条第2項　　　 →　居宅サービス用（別紙①）

　　　　　 法第115条の2第2項　→　予防サービス用（別紙⑤）

13　当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧

□　氏名、介護支援専門員登録番号（8桁）は介護支援専門員証と一致しているか、また、有効期間内であるか。

14　その他指定に関し必要と認める事項

【新規申請時に提出が必要なもの】

□　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等

□　協力医療機関に関する届出書（協力医療機関を定めている場合）

【現地確認等で確認するもの】

□　従業者の雇用関係書類

□ 建物又は事業所の使用権原を証明する書類

建物等を賃借している場合は、賃貸借契約書等（写し）。また、申請者が所有している場合は、建物の登記事項証明書等（写し）。

□　建築検査済証、消防検査済証の写し

□ 損害賠償保険の保険証書

基準省令第37条第3項（「賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない」）との関係から、損害賠償保険の保険証書（写し）。

　　□　受託居宅サービス事業者との委託契約書

15　他法令の遵守　※新規申請の場合のみ

□ 他法令について

施設・事業所の新設等の場合、建築基準法、都市計画法、消防法等の他法令に関すると考えられる場合は、関係部署と調整すること。

16 介護サービス情報の公表制度　※新規申請の場合のみ

□ 介護サービス情報の公表について、指定後に、県が業務を委託している指定調査機関」シルバーサービス振興会」から依頼があるので対応すること。（今後変更の可能性あり）

17　業務管理体制の届出　※新規申請の場合のみ

□　業務管理体制の届出について、県ホームページを確認のうえ必要であれば届け出ること。

18　社会保険及び労働保険の加入状況　※新規申請の場合のみ

□　社会保険及び労働保険に加入しているか。

社会保険及び労働保険に係る確認は「各業における新規許可申請時における社会保険及び労働保険の適用状

況の確認について（協力依頼）」（平成29年4月17日付け年金局事業管理課長及び労働基準局労働保険徴収課

長依頼）による。